

法人名	法人番号	住 所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社ジェイアール東日本企画	7011001029649	東京都渋谷区恵比寿南1-5-5	令和7年11月11日から令和8年8月10日まで（9ヶ月）	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	国土交通本省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件（※）に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。（※）「住宅市街地総合整備事業補助金（空き家対策総合支援事業（モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業））」及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（観光再始動事業）」 このことが、「海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成21年3月24日 保総主第133号）」の別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	3010005002459	東京都千代田区平河町2丁目5番5号	令和8年4月17日から令和8年6月16日まで（2ヶ月）	指名停止等措置要領 別表第2第16号 (不正又は不誠実な行為)	同連合会の、専務理事（当時）は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて（株）共栄ALUCAZ（現（株）MACHIづくり）に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、（株）共栄ALUCAZ 関連会社の（株）共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。 その後、同専務理事（当時）は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。 このことは、「海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成21年3月24日 保総主第133号）」の別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、第十一管区海上保安本部の契約の相手方として不適当であると認めたことから、指名停止とする。
一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会	6010005040258	東京都千代田区平河町2丁目5番5号全国旅館会館4階	令和8年4月17日から令和8年6月16日まで（2ヶ月）	指名停止等措置要領 別表第2第16号 (不正又は不誠実な行為)	同協会の、代表理事は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて（株）共栄ALUCAZ（現（株）MACHIづくり）に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、（株）共栄ALUCAZ 関連会社の（株）共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。 その後、同代表理事は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。 このことは、「海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成21年3月24日 保総主第133号）」の別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、第十一管区海上保安本部の契約の相手方として不適当であると認めたことから、指名停止とする。